

岩手県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第475号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成30年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市の一部
- 2 実施した期間 平成29年5月25日から平成30年3月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）